

- 京都府議会 2008年6月定例会で日本共産党の松尾孝府議が行なった代表質問と答弁の概要をご紹介します。

松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区） 2008年7月3日

【松尾】日本共産党の松尾孝です。

議員団を代表して知事ならびに関係理事者に質問します。

去る5月の中国四川省地震は史上まれにみる大被害をもたらしました。とりわけ、学校の倒壊による児童生徒の被害は甚大で、誠に痛ましい限りであります。わが国でも先日の岩手・宮城内陸地震で多くの被害が発生しました。心からお見舞い申し上げます。

阪神淡路大地震は今なお記憶に新しいところですが、相次ぐ地震被害の中で、改めて地震対策強化の重要性、緊急性を痛感いたします。先の国会で学校耐震化促進法が成立いたしましたでしたが、本府としても、病院、老人ホームなどを含め、緊急に対策を強化すべきであります。冒頭に、地震対策強化を強く要望しておきます。

原油高騰対策について

【松尾】さて、この間、国民の暮らしにとって大変な事態が進んでいます。原油や穀物の高騰の中で燃料、飼料、原材料の値上がり相次ぎ、畜産農家や漁業者、商工業者を直撃しています。議員団として6月中旬、府下各地の状況を調査いたしました。畜産は特に深刻です。ある酪農家は「もう限界、昨日も一人やめた、この一ヶ月で3人やめた」と悲痛な声を上げていました。30万羽の大きな養鶏業者からも「一日分で30万円、1ヶ月1000万円の負担増。卵はキロ160円から170円、230円にならんと利益は出ない、このままでは倒産だ」と悲鳴が上がっていました。漁業者も「いさり火を消すな」と立ち上がり、近く全漁連の全国一斉休業が予定されています。京都でも休業が相次ぎ、伊根では「一斉休業の前から、既に漁に出していない」との話もありました。

この非常事態に対して府として緊急に対策を講じる必要があります。そのためにも実態調査を緊急に行う、また、相談窓口の設置も必要ではないでしょうか。農業でも借り換え融資を作りたい、との切実な声が出されています。無利子、無担保、無保証人の特別緊急融資制度を是非作っていただきたい。また、国が飼料高騰特別支援事業を設けましたが、農業信用基金協会が鳥インフルの時と同様、保証してくれないので使えないとのこと。状況を調べ直ちに改善指導を行っていただきたい。また、末端金利をゼロにするよう府の上乗せを行うべきと思いますがいかがでしょうか。漁業者についても、漁協の給油事業に対する支援など可能な対策を検討すべきではないでしょうか。

商工業者の対策として原油高騰対策融資の活用が始まり、5月に入って利用件数が伸びてはいますが、まだまだ知られていません。徹底を図る必要があります。お答え下さい。

【知事】原油高騰対策について、この問題は、全国的な問題であり、私たちの生活コストがすべて上がりつつあるという大変深刻な状況になっている。私どもの普及センターを始め、府職員にも農林漁業者や商工業者から大変厳しいという声が沢山寄せられているところです。ですから、当初予算においても原油高騰対策をお願いし、2月には製造業や運輸業など、関係団体の代表の方々と原油価格高騰等についての情報交換を行い、6月には、専門家や有識者等から幅広く意見をきく状況に、緊急経済の雇用対策会議を開催するとともに、緊急経営相談窓口を設置し、そして本議会にも福祉関係の対策予算をお願いするなど、状況に応じた対応を京都府としても精いっぱい行ってきた。その中で畜産農家は返済の必要のある融資制度よりも、直接農家に交付金として補填される国の畜産酪農農家の経営に対する緊急対策の活用を望んでおりますので、まずこの対策の実行に取り組んでいるところです。

農業者への借り換え融資について、農林漁業金融公庫資金や府単独融資制度が十分活用されるよう周知に努めています。

家畜飼料の特別支援資金について、京都府農業信用基金協会が保証の窓口を開いているところです。個々の具体的案件の貸付適否というところまでは府というところではないのではないかと考えています。

漁協の給油事業に対する支援等について、すでに府内の漁協に対して国や府の事業を活用し、老朽化した

石油タンクの撤去と新設について支援をしており、また省エネタイプのエンジン導入についても国の事業を活用して対策を講じている。

また、中小企業の金融支援について、これまでから先手先手のきめ細かな対策を実施してきた。本年4月からは、原油価格高騰対策等特別支援制度を京都市とともに開始し、5月までの2か月間で、当初の予想を大幅に上回る434件もの中小企業の方に活用いただいている。現在更なる異常な上昇をうけ、国においても高騰対策の検討がおこなわれています。私どもはこの状況を踏まえながら適切に対処していきたいと考えています。今後とも引き続き、金融機関、商工会、商工会議所等、密接な連携をとって対応にあたっていきたいと考えています。

【松尾】 畜産農家、漁業者あるいは商工業者の原油高騰に伴う大変な状況への対策ですが、先程ご答弁頂きましたが、漁業者、農業者等は、直接の支援、融資も、制度としてはあっても使えないという状況があるわけですから、これを強く求めておきたい。直接支援という意味で、漁業者等の漁協が行っている重油の供給事業の支援を提案しているわけであり、強く要望しておきます。

飼料価格特別支援事業について、説明がありましたが、国が設けている制度が使えないということは問題ではないかと思しますので、ぜひ調査をして、こういうことがないように強く求めておきます。

後期高齢者医療制度について

【松尾】 次に、後期高齢者医療制度について伺います。

この制度の最大の問題は、75歳という年齢を重ねただけで、国保や健保から強制的に脱退させて別枠の制度に移すことです。そして、受けられる医療を制限し、お年寄りの医療を差別するところにあります。年齢による医療差別は絶対に許されるものではありません。中曽根元総理、野中元幹事長など自民党長老からも凍結、見直しの声が公然と出されています。

ところが政府は、「国民皆保険制度を持続するためには必要」として、負担軽減など一時的、部分的な見直しで糊塗し、制度の根幹はそのまま続けようというのです。去る25日、中央社会保険医療協議会総会で、この制度の差別医療の典型とも言うべき「終末期相談支援料」が凍結されました。前例のない異常な事態は制度の破綻を示す以外の何物でもありません。この制度は廃止以外にありません。

そこで伺います。

知事は2年前、この制度が成立した直後の6月府議会で、わが党の質問にたいし、「医療保険制度はみんなを支えるもの、高齢者の負担も必要」と答え、制度の導入は当然との認識でした。知事は今もそのようにお考えか、制度の設計、根幹が間違っているとは思われませんか。お答え下さい。また、二月定例会では、高齢者が必要な医療を受けられるよう政府に要望していく旨のお答えですが、今回の政府の見直しで果たしてそれが保障されるとお考えでしょうか、お答えいただきたい。参議院で廃止法案が可決された事実を重く受け止め、政府に制度廃止を強く求めるべきと考えますがいかがですか、お答え下さい。

【知事】 長寿医療制度について、この制度は急速に増加する高齢者が多く加入している市町村の国民健康保険制度の運営が難しい状況の中で、スケールメリットをいかし、将来的に安定した運営をはかるという観点から開始されたものです。京都府としては、昨日、奥田議員にお答したとおり、新たな制度の導入により高齢者に過度の負担が生じることのないよう、国に対し繰り返し提案・要請するとともに、従来から全国知事会で将来にわたる安定的な医療保険制度の運用を確保するために、都道府県単位の保険者の再編というようなものではなく、本来の形である国の責任において、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すべきであると主張しているところです。

一方、制度改革に伴い、京都府においても従来の制度より財政負担が増加する中で、広域連合への職員派遣経費の負担等をはじめ、今年度当初予算で府独自の保険料軽減を実施するなど高齢者のみなさまの医療を確保するために全力で取り組みをすすめてきました。今回の国における制度見直しにあたっては、改めて、低所得者に対する保険料軽減措置の拡大や、世帯構成も考慮した、きめ細かな措置を講ずるよう求めてきました。政府与党案には、それらの要望事項が一定反映されているものと考えています。

しかしながら、見直しの中には経過措置、暫定措置があるなど、将来の不安を必ずしも払拭できていない

点もみられ、今後とも市町村や広域連合とも連携をして、新しい制度がより高齢者にとって使いやすいものとなるように、また、国による一元化にむけて知事会等を通じ、引き続き提案・要求をしていきたいと考えています。

【松尾】 昨日の奥田議員への答弁とほぼ同様の答弁でした。私が申し上げているのは、この制度の一番の問題は、厚生省が制度提案に当たって説明したように後期高齢者というのは、「複数の病気があり、あるいは認知症が出てくる。やがて死にいたる。」これは誠にひどい言い分ですが、こういう3つの特徴を持っているお年寄りに合わせた制度をつくるんだということを言うわけですが、これは言い直したら、治らない病気を沢山持っているお年寄りの医療はそこそこしておくということになるわけであり、ここを、お年よりは勿論ですが、国民は怒っているのです。

最近の調査でも「毎日」新聞が（6月16日）廃止賛成が56%、「朝日」（17日）も賛成49%ですが、国の一定の見直しを評価するというのは、遥かに下回り30%そこそこです。ここにも廃止しかないというのが、圧倒的な世論、国民の声であることが示されているわけです。この制度の根本問題、本質的に制度の欠陥、高齢者に対する差別、これが一番の問題だ。この点を知事はどういう風に思われるのか、改めてお聞きしたい。

【知事】 医療の保険の問題について、正直言って、今、市町村国保も大変な赤字を抱えており、このまま地域間格差が広まっていく中で、さらに国民皆保険というものが、このまま持続的に、安定的に運営できるのかどうかという問題があります。ですから私どもは、本来の国の制度の責任において一元化をしていくべきではないかと申し上げたわけです。

【松尾】 再答弁をいただきましたが、後期高齢者医療制度の一番の問題は、これは本質的に高齢者を差別する制度だということについては、知事のお考えは明らかにされておられません。制度を維持していくためと、スケールメリットも生かして安定的にと言うのは、結局財政の辻褄合わせにすぎないということを明確に申し上げておきたいと思えます。

やっぱり、導入されたこの制度が、制度の枠組みをつくられた担当者からも「医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者が自ら自分の感覚で感じとって頂くことにした」と述べ、具体的な例として、25回通院していた人が20回に減らせばそれだけ医療費は下がると、医療費の抑制に狙いがあるということをあからさまに述べているわけです。見直しも要求されているが、国がやっているのは部分的、暫定的なもので、保険料などは2年ごとに上がるわけですから、必ず負担増になることは間違いない。やっぱり、府民の立場に立たれるのなら、これはきっぱり廃止を求めるべきです。

（知事が、自席から「一元化と言っている」とヤジ）一元化などは何時のことかわからない。現在の問題として言っているわけですから、知事もよくお聞きなさい。

消費税について

【松尾】 小泉「構造改革」のもとで、年金、医療、介護、生活保護をはじめ社会保障が次々と削られてきました。社会保障費は毎年2200億円、この間1兆4000億円も抑制されてきました。今年度の骨太方針にも抑制路線の継続が明記されています。

もうこれ以上我慢ならないというのが国民の声ですが、これを逆手にとって、消費税増税の大キャンペーンが始まっています。経団連も「来年度は少なくとも2～3%ひき上げ」を打ち上げ、経済財政諮問会議も消費税を含む税制改革を明確に掲げ、自民党税調が早くも動き出しました。

消費税は導入の時も引き上げの時も福祉が強調され、いま、“社会保障財源確保”が前面にだされているのですが、果たしてその保障があるのか。導入以来、国民が納めた消費税額は190兆円に上りますが、同じ期間に法人税収の減は160兆円、軍事費の増加額が20兆円に達します。消費税はそっくりここにまわされた計算です。道路中期計画の撤回など大型公共事業の無駄を省き、大企業への大盤振る舞い、軍事費という「聖域」にメスを入れれば、社会保障財源は十分に確保できるのです。

そこで伺います。

知事は、消費税は福祉のためとの言い分をどう考えていますか。導入後、社会保障が削り続けられてきた

ことをどうお考えですか。お答え下さい。また、知事は現在、地方自治体代表の立場で社会保障国民会議に出ておられますが、年金も医療も財源といえば消費税というやり方をどう考えますか、きっぱり反対すべきだと思いますが、お答えください。

【知事】消費税について、少子高齢化社会の進展により、社会保障関係経費は、この間、国、地方とも大幅に増加しており、今後この傾向がさらに加速する中で、社会保障関係経費の財政負担は大幅に増大するものと見込まれているのはご承知の通りです。こういった状況を踏まえ、社会保障制度を将来において安心して安定的なものとするためには、財源の確保のあり方が大きな課題として議論となっています。今後も急速に進む少子高齢化社会への対応等、持続可能な社会をつくるためには、公的サービスの受益と負担の在り方や、租税の国民の負担水準を明確にしたうえで、選択肢を示して国民合意が得られるような議論をすべきものと考えてというのが、社会保障国民会議の今回取りまとめられた中間とりまとめの中身であり、今後とも、私は、公共事業の問題も含め、当然、受益と負担の問題を明確にして選択を求めていくという態度が一番正しいのではないかと考えています。

【松尾】消費税については、受益負担、社会保障財源の在り方の問題等、縷々述べられましたが、社会保障財源が必要だというのは勿論ですが、高齢者・弱者に重くのしかかる消費税にそれを求めるということは本末転倒のやり方です。無駄を省いて大企業等の応分の負担を求めれば社会保障財源は確保できるということは申し上げてきたところです。ぜひ、きっぱり反対の態度を表明されるよう改めて再答弁を求めます。

【知事】消費税について、スウェーデンやデンマークとかは、本当に苛斂誅求（税金をむごく厳しく取り立てること）の国なのかということになってしまいうけですが、それは負担の水準の問題とどういう受益があるかということ、きちっと議論していかなければならないと思っています。したがって、社会保障の財源としてどういうものが一番相応しいのかということ、しっかりと、例えば法人負担の割合や国民負担の負担率の問題等をしっかりと示しながら議論をしていくというのは、私は筋道ではないかと思っています。

地球温暖化防止について

【松尾】地球温暖化抑止は一刻の猶予も許されない人類的課題ですが、そのために今何が必要か。それはCO2削減の具体的な目標、いつまでに、どれだけ減らすのか、世界全体の目標、それを確実に担保する国ごとの目標、特にCO2排出に大きな責任を持つ先進国の目標を明確にすることです。現在、京都議定書によって2012年までに5%を世界全体で削減する。この目標が決められている。これを達成するために、EUでは8%、日本では6%を減らそう、こういう目標が義務付けられていますが、2013年以降の目標はないわけです。

昨年12月のCOP13・バリ会議では2020年までに25～40%の削減をやろうと、中期目標が確認されました。来年のコペンハーゲン会議までには、13年以降のロードマップを仕上げる段取りを決めようと、日本もこれを承認して帰ってきたのですが、今回の洞爺湖サミットはこのバリ合意を確実にする、そのための日本の努力が特別に求められています。

ところが政府は中期目標を決定しないまま、サミットを迎えようとしています。この間、各種のプレサミット会合が相次ぎましたが、どの会合でも、中期目標が中心問題となりました。日本は目標を提示することに反対し続けてきました。「福田ビジョン」が出されましたが、具体的な数値は示されず、「来年のしかるべき時期に示す」と棚上げしてしまったわけです。これは「セクター別アプローチ」に固執する財界の強い要求によるものですが、サミット成功に責任を持つ日本が、わが国の政策を抜本的に転換して、中期目標を明確に示すことが今、強く求められているのです。

そこで伺いますが、このような状況を知事はどう認識しておられるか、中期目標設定をどう考えておられるか。京都議定書採択の地、京都府知事として、政府に対し積極的な中期目標の設定を強く申し入れるべきではありませんか。お答えください。

また、わが国の京都議定書目標の達成についてですが、6%削減の目標達成めどは全く立っていません。その原因はCO2総排出量の8割を占める産業界の取り組みにあります。経団連の「自主行動計画」はエネルギー効率をどう高めるかという目標であり、排出枠の上限設定も、削減の義務付もありません。削減目標を定め、義務付けて、排出権取引制度や環境税導などを積極的に取り組んでいるEUとは大違いです。日本で

も一日も早くEUなみの取り組みを行わなければなりません。これは勿論政府の責任ですが、地方からもその声を大きくしていくことがいま強く求められています。

京都議定書目標達成のため政府に対し、取り組み強化を強く要求すべきと思いますが、いかがですか、お答え下さい。

次に、自然エネルギー利用です。エネルギー政策の重点を自然エネルギーの開発・利用に転換していくことが急がれますが、日本はこの点でも大変な遅れです。全体のわずか2%、ドイツの10分の1以下です。太陽光や風力発電、小型の水力発電など自然エネルギー利用の拡大を中期目標計画にしっかり位置づけ積極的に進める必要があります。そのためにも、RPS法を改正し、電力買い上げ量の拡大と固定買取価格制度の導入、補助制度の復活など抜本的な強化を国に強く求めていただきたい。いかがでしょうか。お答えください。

また、府独自にも、こういう自然エネルギー導入・拡大について、直接補助制度を設け、市町村と協力し府下全域で取り組みを強める必要があります。ぜひ検討されるよう求めます。いかがでしょうか。

京都府の取組みについて簡潔に伺います。

京都のCO₂総排出量は年間、約1500万トン、3分の2は産業、運輸、企業事務所などです。ここでの取り組みをどうするのか、やはり大きな問題です。

府の温暖化対策条例により、対象となる大規模事業者に対しCO₂削減計画の作成とその実績報告を義務付け一定の成果を上げてきました。しかし、削減目標はあくまで自主目標です。東京都は去る20日、環境確保条例を改正し、大規模事業所に排出削減を義務付け、排出権取引の導入に踏み切りました。

京都もぜひこの方向に進んでいただきたい。そして政府に対して、国がこれを実施するよう強く迫っていく必要があると考えますが、いかがですか、お答え下さい。

最後に、舞鶴石炭火力発電所です。

わが国最大のCO₂排出源は発電所です。実に、国全体の28%を占めます。特に近年、石炭火電が急増し、電力分野の半分、2億トンを出しています。国全体の6分の1、ここをどうするのか、大問題です。

京都では舞鶴石炭火電1号機は既に稼動中、2号機はH22年に運転開始予定ですが、1・2号機合わせて実に860万トンも排出します。関電が石油火力を燃料コストの安い石炭に変えていることは温暖化対策に逆行するものと言わねばなりません。京都府はエネルギーバランスが必要と言ってきましたが、この姿勢は問題です。この際、改めて建設中の2号機は計画を中止すること、1号機の稼動はストップするよう関電に申し入れるべきと思いますが、お答え下さい。

【知事】地球温暖化対策について、京都府としては京都議定書誕生の地として、いち早く地球温暖化防止条例を制定し、国の目標を上回る10%削減の目標を掲げるとともに、大規模事業者の削減実績等の公表や、家庭、企業、行政など、府民総ぐるみでの対策を全国に先駆けて展開してきました。先週、京都で開催されたG8外相会合に続き、7月7日から開催されるG8洞爺湖サミットにおいても、京都議定書の確実な実行はもとより、将来の脱温暖化社会の構築に向けて全ての国が力を合わせて温暖化対策に取り組むよう、国際的な合意形成がされることが何よりも重要であると考えています。先般公表された福田ビジョンにおいて、2050年までの長期目標として60~80%を削減すること、来年中に中期目標を発表することや、国内排出量取引の試行、環境税を含めた税制全般の見直し、太陽光発電の大幅導入等の対策が盛り込まれています。中期目標についても、私どもは、国、地方、事業者、国民が一体となって取り組んでいくためにも重要であり、全国知事会から国に対し要望をおこなっているところです。

EUで取り込まれている排出権取引や環境税については、これまでから国において創設を検討するように提案をしてきました。太陽光発電等、自然エネルギーの普及促進についても、国に対して電気事業者による買い取り価格の増額等も含め、エネルギー政策の確立を提案してきたところで、現在、政府において太陽光発電の大幅な普及に向けた取り組みが検討されています。

京都府では、今年度から国との連携により、家庭における太陽光発電や太陽熱利用機器の導入を促進するため、エコポイントシステムによる助成事業を新たに行っています。こうした、自然エネルギーについては、先日、潘基文国連事務総長が来られた時に、その挨拶の中で京都府の太鼓山の取り組みについてふれて頂きましたが、私どもは、その中で今、そうした風力発電が自然環境の中で厳しい課題にも直面しているということを申し上げたところです。今後とも、地域の特性を生かした自然エネルギーの導入について積極

的に取り組んでいきたいと考えています。

排出削減の義務付けや排出権取引の導入について、京都府では既に大規模な事業者の排出量削減について条例に基づく排出削減計画と実績報告の提出義務付けにより、CO₂の削減に大きな成果をあげてきています。この条例の形成過程において、排出権取引についても議論をしたが、当時、有識者の方々から、排出権取引を安易に認めると、企業努力を損なうことにならないかという懸念が出されました。そうした中で、森林の保全整備や自然エネルギーの利用等を削減量にカウントできる仕組みや、現在準備を進めている、家庭の削減量を企業が購入するエコポイント制度を、実質的に地域版の排出量取引に近いものを導入してきているところです。今後も、しっかりと企業努力が進むよう、今年度も企業版の環境家計簿の作成などもやっておりますので、そうした取り組みの中でしっかりとCO₂削減対策に取り組んでいきたいと考えています。特に本来の排出権取引の導入というのは、京都府の規模や事業者の状況を勘案した場合、グローバル化している企業活動を考えても、本来の姿としては全国的に統一された制度で行われるべきと考えていますので、国に対して国内の排出量取引のルール確立を要望してきたところです。今年の秋から国においても排出量取引の試行を行う予定とされているので、今後ともこうした動向を踏まえ対応していきたいと考えています。

舞鶴の火力発電所について、これまでお答しているとおりの、国の石油代替エネルギーの政策の一環として地域エネルギーの構成バランス、ベストミックスを考慮して導入されたもので、原子力発電所の運転停止といった場合がおきており、また、最近の様な原油価格高騰ということもありますので、安定的な電力供給という府民の安心安全の視点もおろそかにできないと思っています。また火力発電所1号機においては、本年8月から本格的にCO₂削減のための木質ペレットを石炭に混ぜて燃焼させる施設も稼働する見通しとなっています。関西電力に対しては、これまでから安全運転や公害防止の重視とともに、発電効率の向上など、CO₂の排出削減を強く求めているところですが、今後とも一層の取り組み強化を要請していきたいと考えています。

【松尾】 ご答弁いただきましたが、今、一番大事な問題が2020年中期目標をどうするか、先進国が積極的な目標をつくって、がんばるといふこと、これが一番必要な取り組みであります。申しあげましたように、日本は福田ビジョンにみられますように、これを棚上げしている状態です。福田ビジョンは、京都議定書の90年基準というもので動かして、2005年を基準にすると、いわば、京都議定書をご破算にするような内容も含んでいるわけで、これは誠に許しがたいものと言わなければなりません。知事が先ほど申されました50年目標などは、中期目標なしに50年目標を言っても40年先の約束手形を一枚切って、それで洞爺湖サミットをリードできるのかという厳しい批判も出ているわけであり。知事会としての取り組みに触れられましたが、京都議定書、京都の知事ですから、知事としても洞爺湖サミットの成功に努力をして頂きたいということ強く求めておきます。

京都の取り組みについては、温暖化条例に基づいて、大規模事業所に対して、積極的な取り組みを進めて頂いていると、我々も評価しているところですが、更にそれを進めるために、目標を、どれだけ減らすかという目標に決めて、そのための担保も一定作ってやっていくことが必要ではないかという点で、昨年知事会が環境省に要望されました中身は、大変重要な中身でありますから、ぜひ、これを京都でやっていただきたい。申しあげたように、東京では先般それをやったのですから、ぜひ実施して頂きたいということ強く要望しておきます。

関電の問題は、1号機ができて、そして、宮津の石油火力はストップしたのです。75万キロワット。石炭の90万キロワットができたから、石油を、少しでも燃料が安い石炭にかえ石油を止めたということですから、全国的にも、こういう状況が進んで石炭火電の排出量が2億トンに達するということになっているわけです。これは大問題です。京都のCO₂排出の削減目標にカウントされないからと言って放置できない大問題ですから、ぜひ、関電に強く要請をして頂きたいということ申しあげておきます。

農業問題について

【松尾】 次に農業問題です。

いま、世界の食料を巡る情勢は激変しています。この数年来、小麦、大豆、トウモロコシなどの価格が高騰し、特に、コメはこの3ヶ月で2倍になりました。世界の穀物在庫率は14.7%、40年来の最低です。

フィリピン、インドネシア、バングラデシュなど多くの途上国で食料不足が深刻化し暴動が起こり死者まで出ています。原因として新興国・途上国での食料需要の増大、バイオエタノール原料としての需要増大、気候変動の影響などが指摘されていますが、これらはいずれも一時的なものではなく、食糧の需給逼迫が長期化することは間違いありません。

こうした中であって、自給率39%にまで落ち込んだわが国が将来にわたって食料を安定的に確保できる保障は全くありません。“食料は外国から安く買えばいい”という考えを変え、食料自給率の向上をめざし、食料・農業政策を抜本的に変えることが、いま、強く求められています。

知事は今日の世界的な食糧危機についてどうお考えか、また、自給率の向上を目指し、日本と京都の農業をどうすべきか、先ず、承っておきたいと思えます。また、減反拡大の一方で大量のコメ輸入を続けることは、世界の食糧危機、飢餓を拡大するものであり、ただちにやめるべきと考えますが、併せてお答え下さい。

昨年の米価は全国平均1俵13500円、農家の手取りは12000円台です。生産費を大きく割り込むこの低米価ではとても米作りは続けられません。自給率向上もコメ抜きにはあり得ず、コメの価格対策は農業を守る喫緊の最重要課題であります。

わが党はこの3月に農業再生プランを発表し、不足払い制度による価格保障、環境的な役割等も評価して直接支払いによる所得補償を合わせて1俵18000円米価の実現を提起しました。安心してコメ作りが出来るよう、生産費を保障する米価が、いま、どうしても必要です。国に対し、不足払い制度の実現を強く要求していただきたい。同時に、国待ちでなく府としても最大限の努力が必要です。私は2月府会でも特別栽培米の生産振興や流通助成などを提案いたしました。1俵2000円上積みすれば15000円となります。決して十分ではありませんが、農家を激励し、困難な中で京都のコメ・農業を守っていく大きな力になることは間違いありません。消費者に安心・安全なおいしい京都のコメを供給する“地産地消”の取り組みとしても重要であり、府民合意は必ず得られるものであります。市町村、JAと協力してぜひ実施していただきたい。この際、改めて知事の見解を伺います。

担い手対策も重要です。いま、農業生産の大部分を担っているのは家族経営です。多様な家族経営をしっかり支えながら、地域農業を守る大きな役割を果たしている大規模農家や受託組織、集落営農など生産組織も応援していく。同時に、高齢化が進む中で若い新規就農者を思いきって増やしていくことが必要です。

そこでいま府が行っている新規就農支援事業について伺います。

この制度は新規就農者に技術の習得などの研修を保障する、そのために必要な資金を月15万円、2年間360万円を貸し付ける国の制度について、府が償還を助成するもので、この間、108人の新規就農者が生まれています。しかし、この人数ではまだまだ少ない。思い切って対象を拡大する必要があります。39歳という年齢制限、また農家の子弟には対象要件が様々あります。これを緩和し、受け入れ市町村の負担軽減をぜひ検討していただきたい。いかがですか。

また、2年間という期間の延長が必要です。1ターンなどの場合、2年で自立するのは難しい、国の制度は2年ですが府独自に1年の延長が出来ないかと思えます。さらに、現在は3分の1が自己負担、返済が求められます。府がこの制度をはじめた時は、全額助成、自己負担はありませんでした。もとの全額助成に戻すべきではないでしょうか、いかがですか。さらに、営農を軌道に乗せていくため、親身な営農指導と併せ、施設整備などステップアップ対策が必要と考えます。いかがでしょうか。

また、就農者の多くが住宅問題で大変苦勞をしておられます。受け入れる町が町営住宅とか、空き家の斡旋などで対応してきたわけですが、改修費負担その他、全て地元負担、本人負担ということでなく府としても積極的な支援を行うことが必要と考えますが、お答え下さい。

農地の荒廃防止ですが、条件の悪い中山間地域で作り手のなくなった農地をどう守るか、緊急の課題です。この点で大きな役割を果たしてきた「中山間地域規模拡大支援事業」、作り手のない農地を引き受け規模拡大して頑張っていこうという農家に助成する事業ですが、これをぜひ復活していくべきと考えます。併せてお答え下さい。

農業問題の最後に飼料の自給化についてですが、コメの飼料化を積極的にすすめていただきたい。飼料高騰対策と同時に、自給率向上の具体策として、耕畜連携の体制作り、給餌試験、ホールクroppに必用な機械、資材の助成など必要な支援を行っていただきたいと思えますが、お答えください。

【知事】 農業問題について、世界的に急速な人口増加や新興国における経済発展等において食糧自給が逼迫

するなか、食糧輸入に対する懸念が生じており、日本の食は今、大きな課題を抱えつつあります。それだけに、食糧の6割を海外に依存する我が国では、自国の食糧はできる限り自国で確保できるような農業を展開することが重要です。これは、環境や国土保全にもつながる国家的な課題だと考えています。こうした中、農山村地域が85%を占めるものの大規模な農業経営に適する地域の少ない京都府の農業については、ブランド京野菜など、収益性の高い農業と地産地消をすすめるなど、京都の強みを生かした農業を推進していくことが、私は重要ではないかと思っています。また、残念なことに、宇治茶の場合は食糧自給率に殆ど貢献をしないという点がありますが、宇治茶というのは京都にとって非常に重要な農作物と私は、変わりはないと思っています。

米価対策については、地域的な問題だというよりは、これは国が責任をもって対応することが必要なのは言うを待たないと思いますが、米価の下落に歯止めがかかり、安定的に生産供給できる需給供給システムの構築を国に強く要望しているところです。

米の輸入については条約上の義務があり、そうしたことを捨象して議論をしても問題の解決に全くならないと思います。京都府としては京都のお米をしっかりと販売していく、そして京都の米を作っている人を支えていく事が何よりも大切だと考えています。そのため、特別栽培米など市場競争力の高い米づくり、有利に京都米を販売するため、地産地消を基本に量販店の販路拡大等を積極的に進めているところです。

新規就農支援資金の借り受け者の95%は2年間の研修期間で就農されています。償還助成事業については、中山間地域等において、多くの担い手を確保・育成するために、この資金を計画的に償還し、自立経営を目指していただけるよう支援をしています。その対象等は、これからも総合的に勘案していきたいと考えています。

住宅等の支援については、研修中から就農後まで、普及センターや市町村等が、生活面から営農技術や経営面まで、きめ細やかにサポートしており、住宅の改修についても制度資金の活用が可能になっております。

中山間地域規模拡大支援事業については、国に制度化を強く働きかけた結果、中山間地域等直接支払制度として創設されたものでありますし、さらに京都府ではこれまでから受託組織の育成と規模拡大を支援し、新規就農者を確保・育成する担い手要請実践農業や担い手活用農地バンクなど農地の保全から規模拡大までの取り組みを推進してきたところです。

米は、そもそも主食というものが、重要だと私は考えているのですが、主食用に比べて大きな価格差がある飼料米については、耕畜連携による生産事例もみられ、この取り組みが拡大するよう支援をしてきたところです。耕畜連携の体制づくりには、すでに南丹地域で協議会が設立され、飼料作物の実証栽培が進められている他、各地で地域実態と即した取組が進められています。

米の家畜の餌の利用については、各種試験データを農家指導に役立てており、飼料作物用の農業機械については、すでに助成をし、活用いただいていますので、一層この周知に努めてまいりたいと考えています。

【松尾】 農業問題は、本当に今、大変でございますので、京都の農業をどうするか、まずここからしっかり始めていく、そのためには、米だけということは決して申しませんが、お米が中心であることは間違いないわけであり、農家が少しでも意欲的にかんばれる価格対策などを重点的に取り組んで頂きたいということを申し上げているわけです。

地域再生事業に3億円投入しているわけですが、未来づくり交付金から、これはまわされている。農業は、地域づくりの土台ですから、ここに思い切って予算を投入するというのも、あわせてお考え頂きたいということを申し上げておきます。

担い手対策等、具体的に要望申し上げておりますが、ぜひ実現をして頂きたい。

雇用問題について

【松尾】 次に雇用問題です。

いま、小林多喜二の「蟹工船」が青年のなかで大きな話題になっています。「『蟹工船』の世界は昔のことではなく、今起こっていること」という青年の感想にあるように、雇用をめぐる今日の深刻な事態の反映であり、その改善は、まさに政治の責任、緊急の課題です。

この10年余、政府は「働き方の多様化」を口実に、労働法制の規制緩和をすすめてきました。一九八五

年、労働者派遣法を成立させ、九九年には派遣業種を原則自由化、二〇〇三年には製造現場も解禁されました。この中で、本府でも、全国でも派遣労働者が急増しました。しかも、その半分以上が三十五歳以下の若年労働者、派遣契約期間も一年未満が圧倒的多数です。

知事は、日雇い派遣など人間を「使い捨て」にするような派遣労働が広がりをご心配でしょうか。また、その原因についてどう認識されていますか、先ず、伺います。

わが党は、さる四月十日、労働者派遣法を派遣労働者の保護法に抜本改正することを求める「労働者派遣法改正案」を提案しました。先の通常国会でわが党がキャノンなどの派遣労働のひどい実態を告発する中で、派遣労働の見直しが大きな問題となってきました。このような中で、舛添厚生労働大臣が臨時国会に労働者派遣法改正案を提出することを明らかにするなど、国民的な運動と世論におされ、一定の改善方向が示されつつあります。

知事は二月府議会の答弁で「正規雇用の大切さが見直される時期に来ている」との見解を示されましたが、日雇い派遣や常用雇用の代替派遣の禁止、派遣労働者の権利を守り、非人間的な労働実態をなくする抜本的改正を政府に強く求めていただきたいと思いますと考えますがお願いします。

また、本府の派遣労働についてですが、本年二月の予算委員会知事総括質疑で、会計課の派遣社員の実態が、常用雇用の代替となっている事実を指摘し、改善を求めました。その際知事は新しい財務システム導入準備のためとの答弁をされました。ところが実際やっているのは従来業務です。今後もこのまま続くとのことで、まさに指摘の通りです。これは、派遣労働は臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替としてはならないとする労働者派遣法に反するものではないでしょうか。改めてお願いします。

いま、官製ワーキングプアという言葉が生まれています。これは自治体の人員削減のなかで増えている低賃金で不安定な非正規職員のことです。正規、非正規の割合が半々近くになっている自治体もあり、改善は急務です。

本府でも、五年間に一五〇〇名を削減する給与費プログラムにもとづき、すでに七四〇名が削減され、非正規職員数は八〇七名に上っています。職場はギリギリの定数、人員で、「いくら残業してもおつかない、府民に実害が及ぶ事態も出ている」、「何である人かと思う人がメンタルで休んでいる。府庁はどうなっているんや」、「もう限界」、「限界職場」悲鳴が上がっています。知事は、こうした職場の実態をご存知でしょうか。給与費プログラムの一五〇〇名削減強行をストップし、見直すべきではありませんか。お願いします。

【知事】派遣労働について、我が国の経済産業構造の変化等を背景とする雇用形態の多様化に対応して、対象業務の拡大や派遣期間の延長等が行われ、近年急速に増加をしております。こうした中、派遣労働をめぐる、賃金格差や不安定就労、違法派遣等の問題が顕著となっております。日雇い派遣といっても、通訳さんのようなかなり定着しているようなものもありますが、やはり、一番問題なのは、製造現場における日雇い派遣について、例えば大変重量物の運搬など危険有害業務に従事させられる、こういうケースが多くて、ここは非常に深刻な事態になっているのではないかと思います。

京都府の労働相談所にも「派遣元で聞いた労働条件と実際の内容が違う」とか「派遣先から一方的に仕事に来なくてよいと言われた」「有給休暇が取得できない」などの様々な相談が寄せられております。

こうした状況を踏まえ、京都府においては本年4月から、専門家による「非正規労働ほっとライン」を新たに開設するとともに、京都ジョブパークにおいてジョブカードの導入など若年者の正規雇用に向けた取り組みを強化してきています。

一方、国に対しては、これまでから、派遣労働、特に日雇い派遣について、法令遵守に係る指導監督の強化を要請してきました。

また、社会保障国民会議の場において、非正規雇用をめぐる問題が議論される中、現場の実態を踏まえ、私は、特に派遣労働者に対する救済措置、法改正はもとより救済措置も必要であるということを主張してきました。

このたび、こうした私の主張が盛り込まれた中間報告が分科会の方でとりまとめられているところです。現在、国において日雇い派遣の禁止などを含めた法改正の動きもありますが、今後とも、労働者が安心して働ける労働環境を築いていくため、しっかりと取り組みを進めていきます。

次に、会計課における派遣職員ですが、新しい財務会計システムの導入を機に、事務の効率化を図るために、昨年度から受け入れています。

派遣職員には、このシステムを活用した会計伝票の一時審査に従事する一方、府職員は、適正な予算執行の確保に必要な審査・指導に専念しており、議員ご指摘のような、派遣職員が常用雇用を代替するものではないように、京都労働局のご意見もお聞きして、派遣法の範囲内で、システムの定着状況を見極めながら、受け入れているものです。今後とも、派遣職員の受け入れにあたっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえ、対応していきたいと考えています。

次に、給与費プログラムについて、地方財政をとりまく環境は極めて厳しい状況にある中、京都府は給与費プログラムや公債費プログラムに取り組むことにより、何とか安定的な行財政運営に努めてきました。

最近、近隣府県でも非常に急激な行財政改革を行っていますが、私は、急激な改革というものは、特に府民生活に影響を及ぼすようなもの、または、府の職員の給与に関するものについても、本来は、安定的にきちっと計画的に行えるようにしていくのが姿だと思っています。そして、そのために、厳しい状況の中で、毎年努力を積み重ねてきているところです。

しかしながら、今年も人件費に係る地方交付税が大幅に削減される中、社会保障経費、退職手当の増大など、引き続き厳しい状況がみこまれている時、私は、やはり、府民の理解を得ながら、職員の安定的な生活を守り、府民サービスの維持向上を図るためには、計画的な行財政運営というものは、これは欠かせないと考えています。

【松尾】派遣労働法の改正問題ですが、まさに待ったなしの状況が、いろんな現場で広がっているという状況です。知事として改めて国に強く改正を求めて頂きたいという事を要望しておきます。

京都府の庁内の職場の問題に触れましたが、先ほど例を申しましたが、例えば、残業で遅くなって、年寄りの親が家で待っているだけけれども、なかなか帰れないというような状況があったり、あるいは、病院へ連れて行ってあげられないというようなこともあります。やりくりすればいいじゃないと言われるかも知れないが、そういう実態が現にあるということです。あるいはまた、問題を抱えている子どもに、出来るだけ一緒に過ごす時間が欲しいと思ってもそれは叶わないと嘆いている方もいるわけです。知事は、こうした職場の実態は、もっとよく見て対処をして頂きたい。

給与費プログラムは、これは何としてもやっていくのだという構えですが、私は、この強行は一旦ストップして見直しをすべきだということを繰り返し申し上げておきたいと思います。

教育問題について

【松尾】次に、教育問題です。

「30人学級実現で、全ての子どもに行き届いた教育を」、これは長年にわたる父母の切実な願いであり、学校現場の先生方からも強く要求され、粘り強い取り組みが続いてきました。私も議員団も議会ごとにこの問題を取り上げて参りました。府教育委員会は「京都式少人数教育がベスト」と、なかなか応じられませんでした。昨年12月、「義務教育9年間を通じ、学級規模は30人程度をベースとすることが望まれる」との見解を示され、今年からいよいよ30人程度学級がスタートしました。保護者や学校関係者のみなさんから早くも、「授業で発言する機会が増え、子どもが意欲的になっている」、「授業中の立ち歩きや騒ぎなどの指導が行き届くようになった」と、喜びの声が届いています。まことに喜ばしい限りです。

しかし、今回、中学校での実施が見送られました。「まなび教育推進プラン」の最終報告書で述べられているとおり、全ての小・中学校、義務教育9年間を通じて実施できるよう早急に改善すべきと考えますがいかがですか。お答え下さい。

小学校1・2年生のティームティーチングですが、現在これは2年生の夏休み前までです。2年生の後半だけ40人学級に逆戻りということは直ちに改善すべきです。いかがですか、お答え下さい。

また、他県で配置されている小学校専科教員が京都では全く配置されていません。「プラン」では、今後検討するとしていますが、早急に配置すべきです。お答え下さい。

教室不足も問題です。宇治市では30人程度学級を実施しようにも出来ない学校が13校もあります。府として支援が必要ではありませんか。お答え下さい。

教育問題の最後に、知事にお尋ねします。「まなび教育推進プラン」を実現するためには思い切った教育予算の増額が必要ではありませんか。またいま、全国的に学級編成基準40人の引き下げが大きな問題となっ

ていますが、京都府としても強く国に要求して頂きたいと考えます。お答え下さい。

【知事】教育予算について、希望のもてる京都府社会を築いていくために、次代を担う子どもたちを育成する教育の役割は大変重要であると考えています。中期ビジョンや私のマニフェストにおいても、少人数教育の推進を掲げ、積極的に取組んできました。平成20年度の当初予算については、京都式少人数教育の更なる拡充や、まなびアドバイザーの増員など、限られた財源の中で、教育施設の充実にむけ工夫をこらして予算化を図ってきたところです。京都府の財政状況が非常に厳しい中ではありますが、今後とも経営改革プランを推進し、財源を確保し、府民サービスの維持向上に、教育も含め、努めていきたいと考えています。

なお、国への要望については、地方が抱える様々な教育課題に柔軟に対応できるように、教職員定数の改善計画の策定を求めるなど、国に対し要望を行っているところです。

【教育長】少人数教育について、京都府では、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実に図るため、画一的な方法をとるのではなくて、京都式少人数教育として、少人数授業、ティームティーチング、少人数学級の中から、市町村教育委員会が学校現場における課題や実状に応じて、最も効果的な方法を選択するという考え方のもとで進めてきたものです。

まなび教育推進プランにおいては、この京都式少人数教育をいっそう推進するため、教員の配置について、年次的に充実することとされており、今年度から、小学校について充実を図ったところですが、中学校については、小学校での効果を検証した上で、改めて検討していきたいと考えています。

また、小学校低学年におけるティームティーチングについては、就学してから間もない児童の学習習慣の定着等を図るために取り入れているものであり、小学校1年と2年の1学期における取組みを基本としながらも、子どもたちの状況に応じた弾力的な対応も可能としているところであります。

次に、小学校の専科教員について、教科に関する専門的な知識や技量をもつ者が授業を行うことは有効であると考えており、既に、中学校教員が小学校を兼務して授業を行ったり、外部人材による授業も取り入れているところです。

今後、こうした取組みの成果も検証しながら、引き続き検討していきたいと考えています。

また、少人数教育の実施に係る教室の確保について、児童数の推移等を見ながら、各市町村において適切に対応されているところであり、そうした各学校の現状を踏まえて、最も効果的な少人数教育の取組みが進められているものと考えています。

府教育委員会としては、今後とも、市町村教育委員会と密接に連携し、いっそう柔軟できめ細かな教育の推進に努めていきます。

【松尾】30人学級の実施についてですが、教育長が、「小学校の実施状況を検証して」とおっしゃられましたが、こういうお考えは我々は今まで聞いていなかったわけです。小学校、中学校9年間、これをやっていると、当然期待をしてきましたが、いわば片肺飛行になっているわけで、なんでかなと、よくわからない。これは、知事は、申し訳ない言いかたかもしれないが、知事が「まず小学校から」と言われたのではないかという勘ぐりも出ているわけですし、この際、財政問題ですね、改めて知事はこの点についてどうふうにお考えかお答えをお願いしたい。

ティームティーチングも、学校でいろいろと工夫してという、教育長のご答弁ですが、1年生から6年生の間で2年生の後半だけ形が整っていないところができるわけですから、これは早急に改善をして頂きたいということを申し上げておきます。

【知事】少人数教育についての再質問にお答えします。

「まなび教育推進プラン」についても、私どもは、少人数教育は推進していくべきだと、そして、具体的には、これから京都式少人数教育のように、現場の柔軟性をいかした形で様々な少人数教育の組み合わせを行うことによって、それもPDCAサイクルによって行っていくことが必要と考えていますが、具体的にどこから進めていくかとか、そういった問題については、これは教育委員会が「まなび教育推進プラン」で策定しているものに従って、私どもが予算を検討させて頂いているものであることをご理解頂きたいと思えます。

憲法問題について

【松尾】最後に憲法問題についてです。

この1年、憲法を巡る情勢は大きく変わりました。「読売」の世論調査でも初めて改正反対が賛成を上回り、9条については「守っていく」との声が圧倒的でした。「憲法を守ろう」の一点で結集し全国に広がっている「九条の会」、この大きな力の表れであります。

4月17日名古屋高裁で、自衛隊のイラク派兵は憲法違反と断じた歴史的な判決が下りました。奇しくも5月3日、憲法記念日にこの判決が確定しました。判決が「平和的生存権」について画期的な見解をしめしていることも重要です。知事は、イラク派兵容認の態度に終始してこられましたが、名古屋高裁の自衛隊イラク派兵違憲判決をどう受け止めておられるか、この際、知事のご所見を伺っておきたい。また、自衛隊海外派兵恒久化法の策定についても、この判決に照らし認められないものと考えますが、併せてお答え下さい。

憲法はまた、貧困と格差の解消、国民の暮らしを守る上でも、いま改めて脚光を浴びています。差別医療を押し付ける「後期高齢者医療制度」や生活保護改悪に対し、「法の下での平等を犯すな」、「生存権を奪うな」との怒りの声がひろがっています。人間を使い捨てにする派遣労働を止めさせ、人間らしく働けるルールを作ろうと新たなたたかいが始まっています。

憲法は今、日本の平和と安全だけでなく、国民のいのち、健康、暮らしを守る拠りどころとして新たな輝きを放っています。マスコミでも「憲法と現実の落差」、「憲法と現実の懸隔」を鋭く指摘し、憲法を生かして現実に迫っていくとする論調が、全国紙、地方紙を問わず広がっています。「憲法を暮らしに生かそう」の精神をいまこそ高く掲げる時ではないでしょうか。府民の安全、暮らしを守るべき知事として、どうお考えか、御所見をお聞かせ下さい。

【知事】イラクへの自衛隊の派遣についてですが、自衛隊海外派遣の法案も含め、外交や安全保障に係るこうした問題は、まさに国会において国民的な議論として審議すべき問題であり、国はイラクの現在の状態や今後の自衛隊の活動について、しっかりと説明責任を果たすべきということを私は従来から述べてきたところです。先ほど、容認とか、当然とかいうようなお話がありましたが、やはり松尾議員というベテラン議員ですから、私の議事録をちゃんと精査していただきまして、きちっとした形で、勝手な解釈でものを言うのは、私はちょっと議員としてもどうかかなと思っております。

いずれにしても、イラクの人々の平和で安定した日々が、一日も早く訪れることを心から願っているところです。

次に、憲法問題について、日本国憲法は言うまでもなく、我が国の最高法規であり、今後とも、憲法の基本理念を踏まえ、「安心・安全、希望の京都」の実現に向けて、引き続き府政の推進に努めていきたいと考えています。

【松尾】憲法の問題について、知事は、事実をよく調べてものを言えとご指摘ですが、知事の口からイラク派兵はやるべきではないということ、不幸にして私は聞いておりませんので、言いましたけれども、裁判所が憲法解釈を、政府の立場にたって詳しく検討して、ああいう結論を出しているわけであり、これはやっぱり、(憲法違反という)大問題が長年続いてきたということは間違いないわけです。この際、イラクへの恒久派兵につながるようなやり方は、反対をしていくべきだということを申し上げておきたいと思えます。

政治の行き詰まりは誠に深刻であります。福田内閣の支持率は20%そこそこという状況がずっと続いているのは当然。政治の転換を求める国民の声はますます強くなっています。私ども日本共産党も、国民の暮らし、命や健康をないがしろにする政治から、国民に軸足を置いた政治に変えるため全力挙げて奮闘する決意をのべ、質問を終わります。

【知事】今も、私が容認と言っていないということは、今の質問の中でも明らかにして頂きましたけれども、そのまへの推測といい、まあ、ちょっと、偏見に満ちた小さな親切は非常に大きなお世話だなという感じがしておりまして、私は、やっぱり、イラク派遣につきましては、個人的な意見はありますけれども、知事として、この場で述べることと述べないことは、区分をしていかなければいけない。そういう立場でものを言っているということをご理解頂きたいと思っております。